

令和8年度事業のお知らせ

結 松戸市 婚新生活住宅支援補助金

新婚世帯の夫婦共に

- ・ 29歳以下世帯：最大60万円
- ・ 39歳以下世帯：最大30万円

新婚世帯が実際に負担した費用に対して、
予算の範囲内で補助します。

最大

60 万円

・ 住宅購入

・ リフォーム

・ 賃貸費用

・ 引越費用

申請期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで



まずはHPから、要件をご確認ください。

松戸市 結婚新生活

検索

申請の流れ(例)

市が指定する
講座等の内、
いずれかを受講

提出必要書類
を確認・準備

オンライン申請
フォームから
必要情報を
入力・添付

入力情報から
作成される
申請書などを
郵送

詳細につきましては、HP及びHPに掲載の
チェックリストを必ずご確認ください

【 問合せ先 】

松戸市役所(新館8階) 街づくり部 住宅政策課

TEL : 047-366-7366

Mail : mcjuutaku@city.matsudo.chiba.jp

令和8年6月1日時点

令和8年度補助対象要件

補助対象者要件 (以下、全ての要件を満たす必要があります。)

<input type="checkbox"/>	指定する講座等のうち、いずれか1つを交付決定年度内に夫婦共に受講等すること。
<input type="checkbox"/>	令和8年1月1日から、令和9年3月31日までに婚姻届を提出した、または受理された新婚夫婦であること。
<input type="checkbox"/>	令和7年(1月1日から12月31日まで)の新婚夫婦の合計所得が500万円未満であること。 上記期間内に貸与奨学金の返済を行っている場合、新婚世帯の合計所得から返済額を控除して計算します。
<input type="checkbox"/>	婚姻日における、新婚夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
<input type="checkbox"/>	申請時において、夫婦の住所が当該住宅の住所であること。
<input type="checkbox"/>	他の法令等により、国又は地方公共団体から、同種の補助金交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	補助金の交付を受けた日から2年以上、松戸市内に定住する意思があること。
<input type="checkbox"/>	松戸市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

補助対象費用

※以下のいずれも令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払っている必要があります。

・住宅購入費	婚姻を機に取得する住宅の建物購入費 (新築住宅工事・購入費用、中古住宅購入費用)
・賃貸借費用	婚姻を機に賃借する住宅の敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費(2か月分を上限とする)
・引越し費用	婚姻を機に行う引越しに要した運送業者へ支払う費用 (自ら運搬した場合や友人に頼む等して引越しをした場合は対象外)
・リフォーム費用	婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、 住宅機能の維持又は向上を図るために行う 修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

補助金額

新婚夫婦の年齢に応じて補助金額(上限)が変わりますのでご注意ください。

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 : 最大60万円まで補助
上記を除く、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 : 最大30万円まで補助